平成28年4月1日改正 平成29年9月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県立保健医療大学学位規程<u>第16条</u>の規定に基づき、山形県立保健医療大学大学院における課題研究論文審査に関し必要な事項を定める。

(課題研究論文の提出)

- 第2条 課題研究論文を提出することができる者は、所定の授業科目について所定の単位を修 得した者又は修得見込みの者とする。
- 2 課題研究論文の審査を受けようとする者は、課題研究論文審査願(別紙様式第1号)に課題研究論文(別紙様式第2号)及び課題研究論文要旨(別紙様式第3号)を添え、主研究指導教員の承認を受けて研究科長に提出するものとする。
- 3 課題研究論文の提出期限は、1月31日とする。

(課題研究論文審査委員)

第3条 課題研究論文審査委員(以下「審査委員」という。)は、学生の課題研究論文1編につき主査1名及び副査2名とする。また、その選任に関しては、別途定める。

(課題研究論文の審査及び試験)

- 第4条 課題研究論文の審査及び試験は、審査委員が主査の総括の下に行うものとする。
- 2 課題研究論文の審査及び試験の成績の評価は、合格又は不合格とする。
- 3 課題研究論文の審査は、審査委員が論文内容の評価をもって行う。
- 4 課題研究論文の試験は、審査委員が当該論文の内容に関する審査会を実施し、論文の内容 説明及び口頭試問について審査委員の評価をもって行う。

(審査結果及び成績の報告)

第5条 審査委員は、課題研究論文の審査及び試験の成績を課題研究論文審査及び試験結果報告書(別紙様式第4号)により、教育推進委員会が指定する2月下旬の日までに研究科長に報告するものとする。

(課題研究論文の保管等)

- 第6条 課題研究論文は、当該分野において製本し、山形県立保健医療大学附属図書館において保管するものとする。
- 2 保管期間は、永年とする。

(課題研究論文の公表)

第7条 修士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から、3年以内に、当該学位 授与に係る論文を公表するものとする。

(その他)

第8条 第2条第3項の規定において、提出すべき日又は報告すべき日が山形県立保健医療大学大学院学則第8条第1項第1号に規定する休業日に該当するときは、休業日の翌日をもってその日とみなす。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月20日から施行する。

			主研究	指導教員	承認印		
					年	月	日
山形県立保健医療大学大学院 保健医療学研究科長	殿						
		年 保健医療学 氏 名		〔学籍番 博士前期			分野
							<u> </u>
課題	₫ 研	究 論	文審	査 願			
山形県立保健医療大学学位規程 定により、下記題目の課題研究論 ます。							
		記					
論文題目							

課題研究論文様式

- 1 ワープロ等を利用して、A4判の用紙に記載すること。
- 2 装丁は、分野で指定されたものを用いること。表紙には題目名と氏名を記載すること。
- 3 次の事項を記載した用紙を裏表紙見返しに貼付すること。

課	題	开究	論 文			
題 目						
氏 名						
年度入学〔学籍番号]				
山形県立保健医療大学大学院保健图 保健医療学専攻 博士前期課程	医療学研	开究科	分野			
主研究指導教員						
				年	月	日受領

課題研究論文要旨

	健医 士前			4 保健医療学	専攻 分 野	年	月	日入学
学	籍	番	号			年	月	日修了予定
氏			名			主研究指導教員		
論	文	題	目					

(規格A4)

								年	月	日
山形県立保健医療大 保健医療学		殿								
			誤	題研		文審查	委員		即	
				副 :	查				<u> </u>	
				副 :	查				<u> </u>	
	課題研	究論文	て審査及び	が試験	:結果	報告書				
下記の者に対する調	!題研究論文(の審査	及び試験 記	の結	果を	火のとこ	おり報	告しま	す。	
年度入学	学籍番号			学	生	氏 名	,			
保健医療学研究科保健医療学専攻博士前期課程			分野	主码	开究打	旨導教員				
論 文 題 目										
		成	績	評	価					
番	查					話		馬	ф	
									(規格	A 4)

課題研究論文審査結果報告

発展性・萌芽性・信頼性
看護実践の質向上への寄与
総評
主査 副査